

国立大学協会

会 報

昭和36年11月
第21号

工学部の学科課程を中心として……茨城大学長 都崎雅之助

一、事業報告

第二十二回総会、役員会、委員会……等

二、会計中間報告

昭和三十六年度半期〔自四月一日〕現計
〔至九月三十日〕

三、彙報

会則、各役員、各委員等一覧表、要望書……等

会 報

(第二十一号)

国立大学協会

目 次

工学部の学科課程を中心として……………茨城大学長 都崎雅之助一

一、事業報告

1	第一常置委員会および同小委員会……………七
2	第二常置委員会(昭和三六・六・二二)……………七
3	一般教育特別委員会……………七
4	第三常置委員会同専門委員会(昭和三六・六・二二)……………七
5	第六常置委員会同専門委員会(昭和三六・六・二二)……………九
6	役員 会(昭和三六・六・二三・第二十二回総会当日)……………九
7	第二十二回総会議事要録(午前の部)……………一〇
8	第二十二回総会議事要録(午後の部)……………一四
9	役員 会(昭和三六・九・一三)……………一六

二、会計中間報告

昭和三十六年度半期〔自昭和三十六年四月一日〕……………一九
至昭和三十六年九月三十日〔現計〕……………一九

三、彙 報

1	国立大学協会会則……………二〇
2	国立大学協会役員一覧表……………二一
3	各常置委員会委員一覧表……………二一
4	一般教育特別委員会委員一覧表……………二二
5	第一常置委員会小委員会委員一覧表……………二三
6	各専門委員一覧表〔第三第四常置委員会専門委員〕……………二三
7	要望書の提出について……………二三
8	大学設置審議会委員後任候補者推薦……………二七
9	教養課程における外国語教育について〔一般教育特別委員会〕……………二七
10	教養課程における保健体育について〔一般教育特別委員会〕……………二八

工学部の学科課程を中心として

茨城大学長 都 崎 雅 之 助

一、は し が き

近頃わが国の産業界の躍進的規模拡大と技術革新に伴って理工関係の大学卒業生に対する需要が高まり、先般文部省はその対策として今春昭和三十六年度から七年計画（短大は九年計画）で理工系大学の入学者定員を一万余名増加すると発表した。これに対し科学技術庁を先頭に産業界から、文部省発表の案では手緩いとしてその拡大を要望したので文部省は八月さらに前案を上廻る二万名を四年間に養成する計画を発表した。昭和三十六年度の理工系高等教育卒業者の数が約二万三千名であるから、まことに大躍進である。

以上は主として人数の問題であるが、これと平行して質の問題もとりあげられている。すなわち産業界の各方面から大学教育の内容を改善せよという声が高い。それでは、現在の大学教育のどの点をどう改善すべきであるかと反問すると大体次のような希望が多い。

(ア) 大学では、今少し基礎的、理論的な教育をやってほしい。たとえば機械科でいえば機械の機能や構造などについては、余り時間を割かず、理論的な事をしっかりとやって、産業が科学技術の進展に遅れないように研究したり進言できる人を養成して欲しい。各産業に特有な知識経験は企業内で教育するから、大学で余り具体的な事を沢山教えなくともよい。第一わが国では、大学の先生で産業界のことがよく分っている人が少ないし施設も旧式であるから、産業界に入ってから学べるようなことは教えないがよい。

こうした希望のするのは、主として大企業である。

(イ) これに対して中小企業では「大学教育では、なるべく広い知見を与えて欲しい。産業界へ入ると、日常の業務が多忙で、とても幅の広い研究や勉学はできるものではない。」といって中小企業では、大企業のよ

うに、一定の組織の下に教育訓練を行う制度、施設もないのであるから、大学時代には、なるべく広い範囲の専門知識を学んで来て欲しい」というのである。

(ウ) 大学教育は、産業界の現状に捕われず、新分野を開く研究能力を持つようにして貰い度い。外国の特許や技術に依存することの大きいわが国としては、現状打破のためには、大学卒業者の研究能力に期待するより外ないからである。この希望は、附属研究所等を持つ大企業の声であることは当然である。

その他大学卒業生一般に対する希望もあるが、理工系大学卒業生に対する産業界の希望は大体上記のようである。これを約言すると一つは「将来伸びる力を養うことを目標としてほしい」という希望と今一つは「すぐ間に合う人とはいわないまでも、企業内で特別の教育訓練を施さなくても、本人の努力で日常の業務や変って行く産業界の事情にとにかく対処してゆける人を養ってほしい」というのである。

それでは理工系卒業生が産業界で担当する業務は何であるかを考えて見ると大体次のような二つの異なった方面の仕事がある。

(ア) 研究、開発、設計などに関する業務。

(イ) 生産、企画、管理、および販売その他に関する業務。大企業では、この二方面にそれぞれ多数の理工系卒業生を使用するが、中小企業では、研究、開発の仕事は無いことはないが、主として(イ)の方面に理工系卒業生が活躍することは争のない事である。こうした産業界で担当する業務の違いから前記の「基礎のしっかりした伸びる人」の要求となり「幅の広い適応性ある人の養成」を希望する理由を察知し得るのである。

基礎がしっかりして幅のある教育ができればそれに越したことはないのであるが、それには四年の大学課程では無理であるから、工学部の課程は五年にすべきであるという議論が一部で相当真剣に行われている。しかし大勢としてはその前に現在の教育内容や教育方法のあり方の改善にまず検討を加えるべきであるとして、いろいろの方法を研究中である。

以下述べることは、現行四年課程の下において教育内容をどう改善するかについての一提案である。

二、四年課程における標準履修単位数について

短刀直入にいつて、現在の一二四単位は余りにも消極的である。工学部関係では一四〇単位を最低と定めるべきだと考える。そうでないと、教科内容をどんなに精選しても到底欧米並の大学教育はできないし、又一四〇単位を最低としても学生に対する過度の重荷をかけることにはならない。その理由のあらましを次に述べる。

新制大学の四年間に修得すべき単位数の最低を一二四と定めたのは、戦後新制大学の発足当初であつて、それ以来変更されていない。しかも当時の文部当局者は、大学卒業の条件としては、一二四より少くても困るが、これより多くすることも賛成できないとして、国立大学の学則制定に際して強力な指導を行なったのである。

文部当局者がこうした考えを持ったのは、当時のCIEの指導によつたことを確かめた私はアメリカの実情を知りたいと思ひ昭和二十五年渡米の際彼の約二十の主な工科大学や工学部の学科課程や単位数を調べた所その平均は一四五単位で一四〇単位以下のものは二大学だけであつた。しかも米国は一週五日授業であることを考えると、日本の標準が余りにも低いことを痛感せざるを得なかつた。

一四〇単位を最低と定めることは一年当り三五単位ということになる。一箇年の学習期間を現在三十五週と定めていることであるから、結局一週に一単位を履修することとなる。一単位の履修には、講義科目であれ、実習あるいは演習科目であれ、教室内外の学習活動が四十五時間を要するものとしている立前からいつても、一週間の学習時間を四十五時間と定めることは決して無理ではない。アメリカでは大学生の一日の学習時間(学校内および学校外合計)は十時間と考えると話してくれた人があつた。

さらにつけ加えたいことは、わが国では、一般教育および語学の単位が、欧米に比べて非常に多いということである。私はここで一般教育や語学教育の単位数を低減すべきであると申そうとするものではない。唯専門教育との関連において、たとい一四〇単位を最低限にしても、アメリカの工業教育より歩が悪いということを覚悟しなければならぬこと

をいいたのである。すなわち、わが国では一般教育と語学の単位数は合計五十二単位が標準であるのに対し、アメリカでは、前記二十の工学部の平均は社会人文が一二単位、国語八単位強で合計二十単位である。わが国の五十二単位の中には自然科学一二単位が含まれているからこれを全部控除すると、わが国の四〇単位に対し、アメリカは二〇単位である。結局わが国では一般教育と語学においてアメリカより二〇単位(期間にして約半年) 荷が重く、それだけ専門教育が圧迫されている。

一般教育や語学教育のあり方については、本協会で特別に審議されていることであり、私も人間形成と指導力を持つ社会人の養成上その重要性について疑をさしはさむものではない。折角これだけの単位数を与えられているからには、できるだけ有効に教育の成果をあげられんことを念願するのである。

要するに、工学部関係の四年間の履修単位の最低は一四〇位に定め、実際にはこれより多少多くなることについて、文部当局や大学当局において異議を唱えられないよう希望するものである。大学によつては、各学部間の統一ということに重きをおいて、工学部教授会が別個の履修規程をつくることを抑えている所もあるとの話を聞く。各学部にはそれぞれ独特の事情があるのであるから、統一という名の下に学生の学力低下をさせてはならないと思う。

三、学問教育の内容

わが国には、工学教育関係者と産業界との連絡をとる機関として日本工業教育協会および地区工業教育協会がある。これらの協会主催で産業界の人々と学界の者との会合を催すとよく「大学教育では基礎をしっかりとやれ」という言葉を聞く。それでは基礎とは何ですかと反問すると、返答する人によつてまちまちである。要望する所をよく聞いていると、中には意見の一致しないものがあるが、要は余り細かいことは教えないでもよいから、各学科別に骨になる専門学と数学、理学に比較的多くの時間を割いて欲しいというのである。ところで近代の科学技術の躍進的發展につれて工業および工学も最近大きく変貌して来ているので、上述の骨になる専門学の内容が次第に変わつて来ているのである。すなわち専

門教育の内容が、工学の場合には特に大きく変化しつつあるのであるが、その変化の度合は学科によって一様でない。たとえば電気工学や工業化学が大きく変化していることは一般に認められているが、動きの少ないと思われる機械工学でも、科目名は同じでも内容的に変化が起っている。そこで、学者、研究者の養成のほか大部分の卒業者を産業界に送り込む工学部としては、学科別に検討して、具体案を提出して産業界の批判をうける必要があると思う。このことは、後述するように、決して各大学、各工学部に画一した学科課程を押しつけようとするのではない。各学科毎に定める中核的科目以外は各大学、各工学部の自由に任せて、その特異性を発揮させようとするものである。

このように工学部の専門教育の内容を、具体的に産業界に提示して、その批判と指導をうけることは、工学教育の目的から考えて非常に必要なことで、これによって、大学教育が産業界から遊離することを防ぎ、産業界は、大学教育に対して適切な助力と援助を与えることができるのである。このことは、欧米では何らかの形で既に行われていることで、アメリカは、学界と産業界の両者からなるECPD(Engineers' Council for Professional Development)が組織され、工業大学や工学部の学科課程のみならず施設、教員陣容をも定期的に審査して承認(Accreditation)を与えているのである。大学の各学部にはそれぞれ学問の性質上特異の点があつて、各学部それぞれの承認の方法があると思われるが、工学については、学界と産業界両者の緊密な協力と指導による承認が必要である。

四、工学部教育課程のあり方

四年制大学における専門教育課程については、数年前大学基準協会が、各学部ごとに専門教育研究委員会を設けて、研究を進め、法学、商経学、工学については既にその結果が発表せられている。これらの研究結果のうち、法学系(法律学科、政治学科)については必修科目(十二ないし十四)と選択必修科目の名称と数を定めているが、各学生に対して要求する科目名及び単位数は定めていない。また商経系では設置すべき基本科目の名称と数(八科目)を定めているが補助科目は全く各大

学の自由とし、標準数を一〇位とし、個々の学生が修得すべき単位数には及んでいない。法・商経関係の学部比べて工学関係の専門教育課程は複雑である。まず工学部は多くの学科に別れておる上に、学問の性質上いわゆる専門学を修める前に基礎科目(理学)を修める必要がある。また専門科目それ自身も理論を主とする基礎専門科目といわゆる専門科目に分たれる。

こうした厄介な問題にとりくんだ工学教育研究委員会は昭和二十九年末発足して翌三〇年六月に中間報告を発表し、次で昭和三十一年六月の第十二回総会で最終報告を行った。その結果は次の通りである。

一般教育	三六単位	基礎専門科目	一六単位
語学	一六"	専門科目	二〇"
体育	四"	α	二〇"
基礎科目	一二"	計	一二四"

(注) 基礎科目は、数学および物理、化学のような工学において基礎となるべき自然科目を指す。

基礎専門科目はたとえば材料力学、熱力学、流体力学などのようなもので工学においてきわめて関連分野の広いものである。この科目は、近來エンジニアリング、サイエンスとしてとりあげられているもので、基礎科目と合せて産業界の人のいう「基礎」に当るものと思われる。

α は各大学が自由にとりあげる科目で、これによって各大学の特色を発揮させようとするものがある。すなわち各大学の教育目標、所在地の事情あるいは専攻の差異に従って適当に配分することとする。たとえば基礎的学力に重きを置く大学では α の大部分を基礎及び基礎専門科目にふりむけるし、専門科目を重んずる所では専門科目を多くする。

大学基準協会の発表した前記の諸報告を昭和三十〇年六月八日開会の国立大学協会第二常置委員会できちんと検討し、その結果次のような議事録を残している。

「現在の新制大学は、その成立の過程から見ても、教員組織や施設など実質的に相違しており、これを画一的に考えることは困難な実情にあるの

で、各大学は、その教育目標、所在地の事情、大学の施設、教授陣の構成或は伝統等を考慮し、一般教育科目は別として専門教育科目をしぼって選択科目に巾を持たせ、それぞれ特長を生かすよう組み合わせることが望ましいとする意見が多かったが、いまだ結論を出すまでにいたらず、本委員会としては、この問題を取りあげ、なお充分検討することとした」

このように大学基準協会は、法、経、商および工の各学部の専門教育課程について一応の指針を与えたのであるが、工学部については、さらに各学科別に科目名を指定しない限りこのままでは余り役立たない。そしてそれを具体的に決定するには、各学科の担当教員、関係学会、関係産業団体の協力に待たなければならない。

五、工学部機械工学科の学科課程試案

上に述べたように工学関係の学科課程については、その編成要領が一応決定せられているのであるが、その決定が適当なものであるかどうかは、各学科について実際に具体案を作ってみないと、その適否を判断することができない。

私は、大学基準協会の前記の「工学専門教育研究委員会報告」を読んだとき、これを具体化するのほどがやるのだろうかと考えた。その後昨年日本機械学会からその工業教育委員会の委員長を委嘱されたとき、委員会の仕事のひとつとして機械工学科の学科課程を大学基準協会の案によって具体化して見ようと考え、これを委員会に提案してその賛成を得た。委員は学会、産業界および文部省から出て来られた十四名から成立している。

審議の大体の経過は、次の通りである。まずわが国の機械工学科の学科課程の現状のあらましを知るために、広い地区、公私の大学に亘って一三の大学を選び、それらの大学の教育課程の提出を乞い、その内容を検討して卒業に必要な総単位数、各科目ごとの単位数、必修科目と選択科目の別等を調査した。次にこれらの資料を基として大学基準協会報告の考え方によって機械工学課程の素案をつくり、これを委員会で討議して一部訂正の上再び資料提出大学にこれを送附して意見を求めた。各大学からの回答は、個々の科目の取扱について二三の意見があったが機械

科課程の組み方それ自身については余り意見がなかった。

委員会は、これらの諸大学の回答を資料として再度改訂を加えて「機械工学科課程案」とし、これを全国の国・公・私立の大学工学部または工業大学、日本工業教育協会、各地区工業協会、日経連その他産業団体などに提示してその意見を求め一応中間報告として次のような案をつくった。

機械工科学科課程案

一、機械工学コースの現状から考えて次のコースの学科課程を定めた。

- ① 一般機械コース
- ② 精密機械コース
- ③ 産業機械コース
- ④ 生産工学コース（機械工学を主とし、これに生産工学を加味したもの）

（注）機械工学のコースは、上記のほか、大学の事情、社会の情勢に応じて、これらのコースの統合、細分または新分野を加えたコースの設置が考えられる。

二、一般機械コースの学科課程は次の通り。

（括弧内数字は単位数）

- 基礎科目 応用数学（六） 応用物理（実験を含む）（六） 図学（二） 計一四単位
- 基礎専門科目 工業力学（四） 材料力学（六） 工業熱力学（四） 水力学（四） 電気工学（電子工学を含む）（四） 計二十二単位
- 専門科目 機構学（二） 機械工作（四） 工業材料（四） 機械設計（四） 熱移動（二） 実験工学（二） 原動機工学（四） 計二十二単位
- 設計製図（六—一〇） 機械工学実験（二—四） 機械実習（二—四） 演習（二—四） 卒業研究 合計一六単位くらいが望ましい。
- 選択科目 機械力学、塑性力学、流体力学、工作機械、蒸気原動機、内燃機関、熱工学、流体機械、電気工学、電子工学、自動制御、生産工学原子力、その他（選択科目の単位数は、二—四とす）

(注)(1) 卒業研究は、その取扱いを任意とするためから単位数を記入しなかった。

(2) 精密機械コース、産業機械コース、生産工学コースの学科課程は省略する。

(3) 基礎科目と基礎専門科目は四コースとも共通。

(4) 選択科目は、各大学に取捨選択を委ねる専門科目で上記科目名以外のものでもよい。

大学基準協会報告では、基礎科目一二、基礎専門科目一六専門科目二〇計四八単位となっているが、実際についてやってみると上記の通りでその合計は七十四単位となり(内一六単位は、設計製図、実験実習関係)。これに一般教養関係五六単位を加えると二三〇単位となる。従って基準協会のいうように卒業条件を一二四単位としたのでは問題にならず、一四〇単位でもやっと選択科目は一〇単位ということになる。しかし実際には一四五ないし一五〇単位を課しているので選択科目の単位数は一五ないし二〇単位とすることができるとは思われる。

以上は機械工学科については学科課程を検討したのに過ぎないから、その結果だけで工学関係全体の専門教育のあり方をきめることはできない。今後各学科ごとに具体案を製作して貰って、その結果を見る必要があるが、工学関係では、卒業条件を一四〇単位以上としなければならぬことは一般に承認されることと思われる。

六、教育内容の向上について

工学部における教育内容の向上、いいかえれば卒業生の質の向上についてはいくつかの方法が提唱されている。その主なものをあげると

(ア) 高校までの教育を今少し効果的に行って大学入学者の質をあげる。この問題は重要ではあるがここではふれないこととする。

(イ) 学科課程を時代に応じて改変すること。この問題は現時最も重要な事柄である。上に機械工学科の学科課程を検討したがこれは現時点を考へての課程であるから時代が移れば科目や単位数に変更を加える必要がある。また科目名は同じでも内容は常に変化させなければならぬ。アメリカでは前記ECPDが五年毎に学科課程その他実験実習設備など

を審査しているのはそのためである。

学科課程の変更については先年(一九五八)来日した米国ミシガン大学(ランシング)工学部長ライダー教授が電気工学科の学科課程の大改変について詳細な報告をせられたことは非常に有益であった。(詳細は関東工業教育協会発行資料第十三号)同教授は「アメリカの工業教育は、除々ではあるが変革しつつある。新しい教材がふえるために教授内容を刷新するには昔から教えていた科目を廃止しなければならないことが起る。工学部の学修期間を五年に延ばせばよいが、それは未だ一般的なことでないで、学部で学習内容を四年の枠の中に入れるには苦心がいろいろある」と冒頭して電気工学科の教授内容の主要な変更点を述べ、最後に「大学における工業教育全般について起っている変化は、工業の幅が近來非常に広がって来たので、大学での教育は一つの仕事のための教育をしてはならないことである。また過去に捕われず将来の工業に順応できる卒業生、いいかえれば明日のために十分用意された質のよい卒業生を養成することが要請されている」と結んだ。

(ウ) 修業年限を五年に延長すること。このことは、アメリカおよびわが国の一部で強く叫ばれている意見であるが、現実にはアメリカでも極めて小教大学で実施しているに過ぎず、わが国では将来は別として、現状ではまず四年間をより効果的に活用するよう現在の教育のやり方の改善を講ずるのが先決問題であらう。

(エ) 専門教育の一部を大学院課程に移し、学部の基礎科目および基礎専門科目を強化すること。たとえば学部の専門教育はエンジニアリング、サイエンスに重きをおくなどでこれは大学院のあり方とも関連する。

(オ) 専門分科を多くすること。工業が高度化するにつれて工学部の学科は漸次細分する傾向にあるが、現在のように科学技術が急変している時代には、その指導者となる技術者の専門が余りに狭いのは困るし、また技術者のチーム・ワークにも適当でない。

(カ) 詰込教育を行うこと。応用力の展開を必要とするエンジニアの養成に余りに詰込教育することは適当でない。ある学者は「大学では詰込教育をすべきではない。一日の教室学習は四時間以内にして、他は学生の自習活動に委すべきである」といっている。しかしわが国では、一週

の講義に対し二時間の自習が実習に行われていない現実を直視する必要がある。一時間の講義に対して二時間の予習復習を期待するためには、学生の努力は勿論のこととし、大学当局としては図書館の座席、書籍数等が学生の学習に応じられるだけの設備を用意する必要がある、教授側としては宿題の出題と採点、その他指導のための要員が整わなければならない。こうした条件を余り考えずに一時間の講義に対し二時間の自習を期待したわが国の大学の現状をどう改善するかが当分の大問題である。特に大学の最初の一年ないし一年半は、学生は定められた教科だけを復習する限り浪費時間が多すぎはまいかと思われる。

(*) 教育方法を改善すること。これは教科書又はプリントの使用、実習、実験方法の改善、視聴覚補助機器の利用、関連学科との連絡によって重複講義を避けること、セミナーの利用など近頃かなり効果をあげている点があるが将来一層の発達が望まれる。

以上の諸項はいずれも教育の向上のために役立つものではあるが、大学だけでは実施できないものが多い。それらは、わが国の学術水準の向上や教育財政の充実に伴って実現されることを念願するものであるが私は大学人として工業教育の内容が常に産業界の要求に応え、しかも次代のよき学者、研究者を育成できるようにするために工学部の各学科別に教育の質の向上と維持を図る全国的組織ができて、それが有効に運営されることを期待するものである。

一、事業報告

1 第一常置委員会および同小委員会

第一常置委員会

昭和三六・六・二二(木)……第二十二回総会の前日開催された。
同小委員会開催年月日は次の通りである

昭和三六・六・二二(木) 第8回
昭和三六・七・二一(金) 第9回
昭和三六・九・一三(水) 第10回
昭和三六・一〇・一七(火) 第11回

本委員会においては、大学の管理・運営について引続き検討中であり、学長の選挙、評議会、教授会、大学院、附置研究所、図書館等について調査研究中であるが、平沢委員長から第二十三回総会に報告することになっている。

附記、この委員会の関連記事として、会報第20号第7頁、および第46頁51頁参照ありたい。

2 第二常置委員会

日時 昭和三六・六・二二(木) 午後三時—五時
場所 東京大学大講堂便殿
出席者 黒川委員長、各委員

第二十二回総会(昭和三六・六・二三(金)開催)に報告するため、入学試験に関する問題点や、学課程に関する問題点などについて検討した。詳細は会報第21号総会議事要録参照(12頁14頁)

3 一般教育特別委員会

この委員会の関連記事としては、会報第19号第35—38頁と、会報第20号第8頁および第51—54頁をご参照ください。

一般教育特別委員会は第二十二回総会後次の通り開催された。

第16回 昭和三六・九・一三(水)
第17回 " 一〇・七(土)
第18回 " 一一・六(月)

本委員会は、「教養課程における外国語教育について」および「教養課程における保健体育について」中間報告を行った。(会報第21号彙報の部27—28頁参照)

なお、本委員会は、最終的に、一般教育の単位、期間、必修選択課目横わり縦わりなどの問題点について検討中であり、森戸委員長から第二十三回総会に報告することになっている。

4 第三、第四常置委員会、同専門委員会

合同委員会

(議事要録)

日時 昭和三六・六・二二(木) 午前十時—午後二時半
場所 東京大学大講堂南側会議室
出席者 児玉委員長、各委員、各専門委員
ただし、金沢大学は代理出席

文部省 西田学生課長
児玉委員長 主宰の下に開会。

委員長から、戸田第四常置委員会委員長は、御病気のため本日は川島理学部長が代理として出席された。また専門委員のうち交替された池本義夫東京教育大学、田口啓作北海道大学、原俊之九州大学、坂井望英城大学の各学生部長の紹介があった。本日は、主な議題としては、補導厚

生職員の組織の問題ならびに平素考えている問題があれば、それについて話し合いたい。組織の問題については、すでに度々話し合った問題だが、まだいろいろ未決定のこともあり、まだ十分話し合ひのできていない問題もある。学徒厚生審議会からは、さきに一つの立派な答申が出ており、文部省は大体、その線に沿って充実するよう考えられているが、国大協会としてまだ十分論議を尽していないように思う。何分答申は広汎にわたっており、これを充実することはなかなか容易なことではない。文部省は今度次長制を実施した。これはかねがね要望していたものを実現したものと思う、国立大学では、学長の下に事務局長と学生部長を置くことになっており、学生部長の身分は教授級である。

多くの大学では教授の兼任で、専任の身分のものは事実上少ない。したがって、これら学生部長の仕事を補助する意味で、次長制を実現したものと思う。この点につき、二三の大学では次長制反対運動があったと聞いたが、新聞紙上だけの知識なので、実際この問題の起った大学はどう考えるか、その関連問題について話されたいと述べた、これについては、大要次のような話し合いがあった。

1 東京教育大学で起った事件の事実と経過について、朝永委員から詳細な報告があった。

2 次に今回 次長制を置くことになった経過、本省の考え方、その人事、事務官がよいか教官がよいか振替でなく純増にすること等について相互に熱心な検討が行われた。

3 学生補導厚生の組織のことは、大学全体の問題で、これだけを切りはなして単一のものとして考えることではない。答申における職務の分担は一の試案である。各大学の組織はどうなっているか。どんな組織でどうやったら最もよいか。そこに専門職が必要となるのでないか。職務分析を基礎にして評価を繰り返し行ない、各大学の実績により評価し誰がどんな手続きで実施しているか、それは各大学に歴史あり、画一的でなく学内のにやればよいことである。その共通のものを取り上げればよいではないか。

委員長から、この問題については、誰がどう分担するか、システムを検討する必要があるので、専門委員会に検討願ひ得るだろうか」と述べた。

べた。

(午後零時半 昼食休憩、午後一時再開)

4 学生会館建築のテナポを早めること、これに要する人件費、物件費運営費等の支給について要望あり、西田学生課長から、学生会館については文部省もこれに重点をおき、五千万円増の二億円とし、大学の申出でのうちから、本年度は三大学に建築する。大学の事務職員は一本で、今の大学の基準的事務定数を出さないと、その増員は非常に困難である、運営については、学生会館のあるところへは別に配付している。これについては各大学の内情を承った上で検討するとの説明があった。

5 学生の災害傷病については何等かの法的保障はできないものかとの話があり、これは毎年出る問題だか何等特別の措置がなく、関係教官なり、学生友人等の拠金、カンパによる程度である。西田学年課長から、今の制度では、団体傷害保険で責任を持つが、課外活動まで公傷的のものとするは困難か。公のこととなれば国家賠償法があるが即時には間に合わずいつも問題になりながらはつきりした決め手はないとの説明があった。

6 学生診療所に医師保健婦をふやされたいとの要望あり、これに対し、西田学生課長から、保健婦は各大学に配置したい。医師については、文部技官となり、その俸給に魅力がないので得がたい。医学部の人事交流のシステムにより、大学全体にブロック的に考うべきか。しかし実施上困難であるとの説明があった。

7 斯波専門委員から、全国学生部長会議で、管理職手当は、事務局長は甲となり、学生部長は依然として丙であるので、学内人事行政上からもまづいから、少なくとも乙にせられたいとの要望があったので、第三常置委員会からも要望されたいとの発言があった。これに対し西田学生課長から人事課長は相当尽力したが、大蔵省では併任ということとを問題にし、次長は旧大学のみ丙とすることになったとの説明があった。これに関連して、学生補導委員へも手当を支給するようにされたいとの希望があったが、西田学生課長から学内には種々の委員会あり、各大学の制度も区々で、制度上はつきりしなければ予算を取るこ

とは困難であるとの説明があった。

8 西田学生課長から、次長は本年は学生三千人以上の大学に配置したが、これを全国大学に及ぼすべきかどうか、と質され、これに対しては、希望する大学には是非配置して学生部を強化されたいとの意見が多かった。

これに関連して、次長が純増でないなら、何も次長という名をつける要はないでないか。ただ、三級職をふやすとすればいいでないかとの意見もあったが、これに対しては、次長という職階が必要であり、仕事の内容も結び付くことが必要なので、単に俸給が上ったというだけではいけないとの意見が強かった。

5 第六常置委員会、同専門委員会

(議事要録)

日時 昭和三六・六・二二(木) 午後三時—五時

場所 東京大学大講堂南側会議室

出席者 杉野目委員、各委員、各専門委員

杉野目委員長から就任の挨拶があり、その主宰の下に開会。
教官の待遇改善について

科学技術庁長官から人事院総裁あてに、研究公務員の待遇改善について要望書の提出があり、そのうちに国立大学教官のうち科学技術の研究に従事する教官についても研究公務員の給与水準改善と同時に同程度となるよう改善されるよう記載してあるが、大学教官の職務は科学技術の研究に従事する者であるか否かを問わず極めて特殊性のもので、このことについては東京大学法学部待遇改善委員会が調査研究したものである。(その要点を抜粋したものは別紙のとおりである)。これによれば、裁判官一般公務員、他の教育公務員よりは勿論、研究職公務員と比較しても複雑困難および責任の度はこれを上廻るものがある。ついては、大学の教官は、戦前は判事よりも地位が高かったので戦前の地位に戻すよう強調して別個の要望書を提出することとした。

一、教官研究費増額について

文部省は昭和三十三年度において戦前相当額まで引き上げるため、当時の教官研究費三十五億円を三倍強の百二十億とする目標を樹て以後毎年五億円乃至十四億円程度増額されているが目標に達するためには、なお、五十億円不足なので、来年度は、これを速かに達成するよう努力されるよう要望する。

二、文教施設費の大幅増額について

本年は文部省の努力で前年の六十五%増となった。文部省は施設整備の立ちおくれを取り戻すため本年度から五か年計画を樹てたが、なるべくこれが早期実現を願いたい。本年度計画額百三十億に対し七十億の予算が認められたがその足りない分は、三十七年度で是非確保されたい。なお、大学本来の基礎的施設例えば体育会館、図書閲覧室等は前向きとされたい。これは、学生の課外活動の正常化のため、その方向づけにつながる重要な要素である。人間を作るためには運動施設を要する。二十四時間教育につながる問題である。

三、人文・社会科学の振興について

人文・社会科学については、自然科学に比して予算少なく均衡を失しており、これは一国文化の興廃に関連するので、時代の進運に伴わないものがある。速かに研究体制を整え特に緊急に予算を増額されたい。文部省において、昨年度大蔵省と予算折衝の際理工科学生の増募に伴ない、文科系学生をコントロールすることは困ると強く主張したとのことである。国立大学は、人文系学生は四に対し、理工系学生は六の比率であるが、私立大学の比率はこの逆である。学生定員については、私立大学においては形式的には届出でとなっており、文部省は指導助言の程度で、決め手のないのが現状である。

なお、これに関連して、教官在外研究費の増額、科学研究費の配分外人講師の増員等につき討議があった。

6 役員会

(第二十二回総会当日)

日時 昭和三六・六・二三(金) 午前九時三十分—十時
場所 日本学術会議控室

議題 総会運営について

出席者 会長、各副会長、各理事各監事、各常置委員会委員長
茅会長主宰の下に開会。

まず、会長から、鶴田酒造雄事務局長が、進藤小一郎前事務局長に代
って就任された旨の紹介があつて、議事に入った。

一、会費値上げおよび昭和三十六年度予算について

右については、四月二十一日開催の役員会（会報第二十号掲載）に
おいて値上げすることに決めたが、その趣旨に基づいて鶴田事務局長
の許において原案を作成した。これによると会費基準を一学部当り一
万円とし全国立大学総学部数の総額について、A案は各大学の昭和三
十四年度国立学校の校費決算額により按分するもの、B案は従来どお
りの学部割によるものであるが、いずれも妥当を欠くので、その折半
案のC案として、A、B各案により各二分の一ずつを算出合計するこ
ととした。これによる一例を示せば、東京大学は最も多く、十学部で
十四万六千円となり、従来の約倍以上になった。なお学生数を算出の
基礎にすると、学芸大学等は非常に多額となるので、当初から問題に
ならないとして触れなかった。この案は、両監事の承認を得たもので
あるとの報告があり、異議なく承認された。

次いで、右の会費値上げによる昭和三十六年度予算案につき、鶴田
事務局長から説明があり、異議なく承認された。

二、議事日程について

会長から、第二十二回総会の議事日程（別紙）につき説明あり、なお
明日は文部省主催の国立大学長会議ある旨を述べ原案どおり承認され
た。

三、進藤前事務局長へ餞別贈呈について

右につき、鶴田事務局長から、進藤前事務局長は、本協会創立当初
から十一年間在職されたとして、これに対し、餞別贈呈につき、説明が
あつて、審議決定した。

四、研究公務員の待遇について

右については、池田科学技術庁長官から、人事院総裁あてに要望書
の提出があつたが、これについては、杉野目第六常置委員会委員長か

ら、大学教官の特殊性を説き、人文・社会系も含めて最優先に措置す
るつもりである旨の説明があつて了承された。

なお、科学技術者の養成については大学は量の問題のみでなく質の
問題も重大問題であるから、これについても十分検討する必要があるの
で、これは第一常置委員会に付託することとした。なお施設の整備、
研究費の増額についても第六常置委員会において検討することになつ
た。

7 第二十二回総会議事要録（午前の部）

日時 昭和三六・六・二三（金） 午前十時

場所 日本学術会議講堂

出席者 各国立大学長

文部省 小林大学学術局長 村山大学課長 蒲生庶務課長

西田学生課長 安養寺教職員養成課長 安嶋会計課長

茅会長議長席につき開会宣す。

開会に当り、会長から、新制大学設置以来十数年を経過し、中央教育審
議会においても、文部大臣から大学制度の諮問事項に対し検討している
時期であり本協会としてもこれらの点を十分論議し、本協会の意思を十
分反映するよう有効に議事を審議願いたいと述べ、また、進藤事務局長
が退任し代つて鶴田事務局長が就任の旨の紹介があつた。

一、議事日程について

右につき会長から、別紙により説明があり、原案どおり承認された。

二、学長および委員長の交替について

右につき会長から、前総会以後における交替について、次のとおり紹
介があつた。

1 学長の交替

大学別 新学長 旧学長

大阪大学長 赤堀 四郎(理事)

一橋大学長 高橋 泰蔵(監事) 正田 建次郎

和歌山大学長 後藤 清 山中 篤太郎

岩崎 真澄

千葉大学長 荒木 直躬 小林 政一
 岐阜大学長 四方 博 吉井 義次
 大阪外国語大学長 森沢 三部 平沢 俊雄
 群馬大学長事務取扱 相葉 伸 西 成甫
 委員長の交替

委員 長 新委員長 旧委員長

第五常置委員会委員長 梅原真隆 富山大学長 正田建次 部大阪大学長
 第六常置委員長委員長 杉野目晴貞 北海道 山中篤太郎 一橋大学長
 大学長

三、会務について

会長から、前総会以後における本会の活動状況について、次のとおり報告があった。

1 十二月九日 文教施設整備に関する要望書提出（会報第二十号第四四頁—四五頁所載）

2 四月二十六日 昭和三十六年度以降の大学卒業予定者の就職に関する申合せについて通知（会報第二十号第四五頁—四六頁所載）

3 第一常置委員会は前総会後三回開催、同小委員会は六回開催
 「大学の目的性格について」中間報告提出（会報第二十号第四六頁—五一頁所載）

4 一般教育に関する特別委員会は前総会後八回開催。

「一般教育の管理、運営の組織について」（会報第二十号第五一頁—五三頁所載）

および「一般教育、基礎教育科目について」（会報第二十号第五三頁—五四頁所載）中間報告提出

5 昨六月二十二日 第一、第二、第三および第四合同、第六の各常置委員会開催

6 四月二十一日 役員会開催（会報第二十号第二四頁—二八頁所載）
 なお、安里源秀琉球大学長を本総会にオブザーヴァーとして招待したが、今回は都合がわるく出席できない旨の返事があった。
 四、昭和三十五年度決算報告について

鶴田事務局長から、決算書および、財産目録（会報第二十号第三九頁所載）につき説明あり、異議なく原案どおり承認された。

五、会費値上げおよび昭和三十六年度予算案について

会費値上げにつき、鶴田事務局長から、これまでの経過を述べ、さき程役員会において審議した原案につき説明あり、種々意見の交換あった後、原案どおり承認された。次いで、昭和三十六年予算案（会報第二十号第四十頁所載）につき説明あり、七十五万円程度は年度当初の運営諸費に充当を要する旨を述べ、異議なく原案どおり承認された。

六、各常置委員会所管事項の報告

第一常置委員会 平沢委員長

大学の目的性格について中間報告（第二十号第四十六—五十一頁所載）を提出した。新制大学については、制度そのもの、あるいはその運用に欠陥あるのみでなく、社会環境の変化も併せ考える必要がある。旧設大学とその他の大学の学部についてはいろいろの考え方があがるが、結局、検討の結果、学部として原則的には本質的な差違を設けないことである。しかし、それはすべての大学を画一に考えることではない。各大学には、それぞれ歴史や伝統がある。ややもすれば、新制大学は、古い大学の真似をしようとするものもあるが、これは間違いである。大学院については、本来十分人的準備を要した学部の上に立って独立する設備的条件を要する。研究所は、本来教育は免除の特長があるのだが、その考え方は、やや事実には合わないものがあるか。研究所として大学院の学生を持つことは、研究ならびに研究者養成の必要との考えがあるこの中間報告については、各常置委員会との関係もあるから、その合同委員会に諮った上、決定する日本の実情を考え、将来、大学として大きな間違がないようにしたい、なお意見ある向きは、書面として具体的に提出願いたい、また、(1)横浜国立大学から大学院について、(2)国立大学附置研究所協議会から、研究も学部と共同して大学院学生の指導に当る要があること(3)理学部長会議では新制大学においては一年の専攻科を修士課程に切り換え同時に講座研究費を持ちたいとの要望もありこれらについては、午後には審議する。

会長から、日本学術会議から、総理大臣あて、「大学制善について（勧告）」提出あるので、別紙参考資料にされたいと述べ、これを中心

に種々話し合ったが、大体、本協会とは同一方向だとのことである。

第二常置委員会 黒川委員長

入学試験については、昨日委員会を開催して審議したが、別に結論的のものとは出なかった。本日午後、十分討議する。学科課程の問題については、選択科目が非常に多い、一般教育科目については、教える方も、よく了解しない点が多い。一般教育担当教官の配置が困難ならば、チームを作り各大学を巡回し授業してはどうか。

第三常置委員会 児玉委員長

戸田第四常置委員会委員長は、病氣欠席につき、合わせて報告する。昨日、合同委員会を開催し、次のことを申し合わせた。

1 補導厚生組織について

これについては、先年、学徒厚生審議会から、非常に立派な案が答申されてある。この案については、本委員会においても意見をたたかわしたものである。この案は、かなり理想的のもので、これを全面的に大学で直ちに実施することは容易なことでない。殊に最も関心すべきことは、この答申の考え方の根本的方針のことである。それには補導厚生面の面から専門的な学識のある教授、助教授の人をおくことになっている。文部省でも先年専門の職員養成の道を開くことを計画したが、実現に至らなかった。少くとも地位の高い教授を持つてきて、専門的にゆだねることについては、各大学に議論のあるところである。ある大学では、学生の補導厚生は全教官が担当すべきであるとし、われわれの間でも意見が一致しないところである。それでこの問題については、今一度相談しようとのこと、まだ、その域を脱していない。しかし、これは大事なことから、専門委員に一層検討を願うことになっている。

次長制の問題については、二三の大学で摩擦があった。これは本委員会から、かねがね実現方を要望していることで、本協会でも以前に文部省へ補導厚生教授、助教授を度々要望したことがあるが、実現しないので、補導、厚生業務繁忙のため、その職員の強化をかねがね要望し、さもなくば事務専任の職員を要望した。それで次長制ができたのである。二、三の大学では問題が起こったが、多くの大学

では喜んでゐる。今のところ学生三千人以上の大学に置かれたので、文部省では、その以下の定数の大学へもこの制度ができるように願いたい。ただこの際、次長の異動転任を伴う際は、その大学へあらかじめ打ち合わせるよう特に注意願いたい。

2 学生補導厚生施設の施設について

学生会館は、文部省の努力により、毎年二、三校分ずつふえている。しかし、これでは完成するまでには、二十数年を要するので、このテナポを早められたい。なお会館設置に伴ない同時に事務職員を確保されたい、今一つは、その経費を考えられたい。今までは内部の操作にかなり無理をしているやに聞いているので考慮を願いたい。

3 学生健康相談所について

すでに設けられている大学もあるが、多くの大学では、是非設けられたいと希望している。しかし、多くの大学では、医師や看護婦が確保されず困るので、早々文部省において配慮願いたい。

4 学生授業中に不慮の災難に遭ったときの救済について
学生は、時に怪我、死亡することが起こることがあるが、その場合合法的に見舞金等を出さないものか。小学校・中学校・高等学校では学校安全会があり、文部省もこれに力を入れて措置している。大学には何等ないので、何か安全会的のものを設けられないものか。

5 学生経費の増額について

教官研究費は増額されているが、学生経費は殆ど増額されていない。大蔵省では、授業料値上げとにらみ合わせとの含みとのことである。授業料の値上げがなくとも学生経費を増額されるよう尽力願いたい。

6 学生部長の管理職手当について

大学においては、学生部長は、事務局長とシステム上併行しているのだが、管理職手当は事務局長は乙から甲になったが、学生部長は依然として丙である。学生部長の大部分は併任だからその必要はないと大蔵省は言っているとのことだが、学生部長は併任とはいえ重要なポストだから、是非とも乙位にするよう文部省で努力されたい。また、大学院のある大学では、学生部長としては丙だが、教授としては大学院担当手当はないとのことだから、この点も考慮願いたい。

以上の報告に関連して、(1)教養学部前期二年間の学生経費は理科、文科一律にされたい。少くとも最後の一年位は理科系なみにされたい。(2)学生部長は併任だからこそ、管理職手当を多く出されたい、なお、教授、助教授に教務課長や学生課長を願ってるが、これに対しては何等手当は出ていない。(3)学生会館は結構だが、これがためもっと緊急を要する教室等に皺寄せのないよう考慮されたい等の意見があった。

第五常置委員会 梅原委員長

中央教育審議会へ諮問の第二項「大学の設置および組織編成について」は、まだ、審議していない、本日午後審議する。

第六常置委員会 杉野目委員長

昨日午後、当面の大学財政問題について、あらゆる面から討議した。

1 教官待遇改善について。科学技術庁長官から、人事院総裁あてに要望書が提出され研究公務員の待遇改善について述べ、国立大学教官であって、科学技術の研究に従事する者については、研究公務員の給与水準改善と同時に同程度となるようにとのことを述べている。研究公務員の待遇改善はすべての公務員に優先すべきものとしているが、いわゆる科学技術に従事する者に限定することは納得できない。これについては、大学教官の職務の特殊性について政府に説明する必要がある。昨年の要求に対し、教授は三十三・五%増したが、別に判検事の水準までの改善には、なお、五十億円増の必要がある。なお、助教授、助手、講師については些か軽視のうらみがある。これについては大幅に改善を要求するの要がある。

2 教官研究費の増額について

当初の目標までには、まだ五十億円不足している、昭和三十七年度においては、三倍増の目標完成に努力するよう要望したい。

3 文教施設費の大幅増額について

本年度は百三十億円の要求に対し、予算は七十億に過ぎない。これでは五カ年以内に完成はできないので、来年度は、これをカバーするよう増額につき努力したい。

その他、学生経費の増額、地域的待遇差別の廃止、管理職手当の公平

な処置、科学技術振興の観点から、理工系拡充に伴ない、人文・社会系の平等な拡充整備、在外研究員の増員、外人講師の定員増加入学試験手当の増加等についても話が出たがこれ等については、午後も引き続き検討する。

これに対し、いわゆる補助員等雇傭員以下の待遇改善、講座制、学科目制大学の予算の格差の縮小、外国留学生に対する年令の制限の緩和等につき要望があった。

第七常置委員会 村上委員長

特別に報告することはない。

一般教育に関する特別委員会 森戸委員長

一般教育の問題は、学生自治会の組織等とやらんで新制大学の盲点になっているので本協会でもこれを取扱うため特別委員会を設け、私はその委員長となり、委員は有能の方々であり、専門委員にも参加を願ったのである。予定では、今回で、全部終わりたいと思ったが、そこまで至らず、最後の結論については審議中である。次いで、これまで中間報告として、提出した(1)「大学における一般教育の目標と実施について」(会報第十九号第三五頁三六頁所載)、(2)「一般教育の管理、運営の組織について」(会報第十九号第三六頁一三八頁およびこれを一部分修正して、会報第二十号第五頁一五三頁所載)、(3)「一般教育、基礎教育科目について」(会報第二十号第五頁一五四頁所載)、ならびに今回別紙として提出した(4)「教養課程における外国語教育について」(5)「教養課程における保健体育について」等について、それぞれ詳細な説明があり、また中央教育審議会における審議経過の報告があった。また、本月下旬ペイルートにおいて国際大学協会専門委員会(委員九名)に出席して、ユネスコと協同して大学の入学試験の問題につき研究することとなり、私もその専門委員として参加する。日本の大学にも質問状がくるかもしれないが、その際には資料の提出を願いと述べた。これに対し(1)外国語教育改善策(2)一般教育の本質(3)一般教育の管理運営についての行政的財政的裏打ちの必要等につき、種々話し合いがあった。

関口山形大学長から、文部省における大学管理運営改善協議会の目的性格、組織、審議の経過等につき説明あり、大学の管理、運営の調査研

究に際しては、協力援助されたいとの希望があった。

8 第二十二回総会議事要録 (午後の部)

日時 昭和三六・六・二三(金) 午後三時十分

場所 日本学術会議講堂

出席者 午前に同じ

茅会長議長席につき開会を宣す。

一、各常置委員長所管事項の報告

第一常置委員会 平沢委員長

大学の目的、性格について午前報告したが、大学の管理、運営については目下審議中なので、もう少しまとまってから報告する。さき程いろいろ懇談したが、その際、新制大学は戦後十年経過して今日の状態だがその原因の大きな一つは、物的、人的の予算の少ないことであった。日本の教育殊に大学教育については、今よりもっと大きく恒久的な、しかも場当たりでない長い視野の下に計画しなければならないとの話が出た。それは極めて基本的な検討を要するだろう。文教予算の恒久的基準をどうするか。大学教育に費される予算の国民所得に対する割合を如何にすべきかとあえず本協会においてそのための特別委員会を設けてはどうか。しかし問題は簡単でない。第一常置委員会にこのような希望があったことを述べ、本協会の検討を願いたい。

これにつき、会長から、教育費については、国民総所得の一定の割合を恒久的予算に当ててはとの話もあるが、非常にむずかしい問題で、作業も伴なうこともあるので、専門委員の研究が必要で、それには場所も要するがもう少し具体化されないと困るから、会長も加わり、第一常置委員会でもう一度討論し、秋までに、もう少し具体化したいと述べた。

第二常置委員会 黒川委員長

先般開催された全国高等学校長会議において入学試験につき議論され、まだ、それに関する要望書は出ていないが、それに出席の村山大学課長から状況を伺い問題点を考えた。

1 入学試験の問題は、高等学校において教える程度の問題で、適切な

ものを出されたい。いろいろの問題で、定説のぐらいついているものは避けられたい。(これは当然で、できるだけ考えようと決めた)、高卒現役は六十%位入るようしたい(文部省の調査によれば五十七%入っており、大体六十%に近い)。

2 浪人一年は、割合に多く入っているが、それ以上は入学率はわるい、受験回数を制限するという話もあるが、個人の自由を制限することになり、不可能である。

3 科目は多いから減らされたいとのことであるが、減らすと一般教育をやらなくならないか。むしろ多い方がよいのではないか。

4 職業高等学校卒業生に対し大学へ進学の道を開かれない。できれば枠を設けられたいとのことであるが、道は開かれているのだから、それを利用することが望ましい。入学率は、普通高等学校卒業生は六十二、四%職業高等学校卒業生は六十七、四%で、五%上廻る。しかし、入学志願者は少ないので、絶対数は少ない。これは職業高等学校は、上へ進むことが、主たる目的でないからである。

5 今までの入学試験制度を改め、全国一本の問題とし、どこで受験しても幾つかの志望を認めて欲しいとのことであるが、これは以前にもこの制度を設けいろいろ困難のある問題で廃止されたものである。これは実施上非常に困難を伴なう。しかし試験問題だけ一様に作成し、試験の方法は今までどおりとすれば適切でないかとの意見もあるが、やはり全大学の試験を同時に行うことは受験生に気の毒で、一期二期に分け、問題を別にすればよくはないか。

今中佐賀大学長から、入学試験実施の経費の実情を詳細述べ、入学試験は重要なことだから、その費用を増額してほしいとの要望あり、村山大学課長から、入学試験経費は、収入と見合って配付している。前々年度の実績を基として物件費、教官の費用を配付している。入学志願者数も安定の傾向があり、おいおいに必要な経費は配付するとの説明があった。

第三常置委員会 児玉委員長

戸田第四常置委員会委員長は、病欠欠席につき川島金沢大学理学部長に代理を願う。また私は、近く定年退官につき、後任は、協議の結果、

都崎茨城大学長に願うこととした。報告すべきことは、午前で終わっているが、なお、一言したいことは、大阪外国語大学からの提案で、その特殊の観点から速に寮を建てられたいのである。今一つは次長制の問題だが、学生三千人以下の大学にも、すべて置かれないと要望したが、希望のある大学に置くことにしたいと訂正の必要がある。

次に、「昭和三十六年度以降の大学卒業予定者の就職に関する申合せについて」（会報二十号第四頁四六頁所載）について関口山形大学長から発言あり、これにつき種々論議あり、この申合せはないよりはよいと思うが、実質的には殆ど励行されておらず、業界の覚醒を待つよりほかないと思うが、闇が黙認されないようなこと等につき、第四常置委員会において研究してどうかとのことであつた。

第五常置委員会 梅原委員長

話し合いの事柄は、各大学間の協力を中心として諮問事項第二項「大学の設置および組織編成について」について話し合い、大体次のようにまとまつた。

1 各大学の附置研究所を原則的に全国の共同利用研究所として拡大充実し、これに必要な予算措置を講ずる。各附置研究所は、それぞれの大学に一応権利はあるが、全国的な大学交流の機構として共同利用研究所として拡大されたい。

2 各大学の附置研究所は、それぞれ特長を発揮することができるよう教官、設備の充実するよう希望する。

3 現行の流動研究員制度を充実拡張し、各大学の広い意味の交流を実施されたい。これにはさし当り各大学の研究員宿舍の拡充を要する。

4 各大学の教官の交流に役立つよう予算措置を講じ、施設の完備を期せられたい。具体的例としては、地方大学は非常勤講師を相当委嘱しているの、これが予算措置および宿舍を考慮されたい。

5 内地研究員の制度を拡充されたい。今少しく定員の枠を拡充されたい。

6 さらにできるならば、外国大学との学術交流を要望したい。

以上の報告に関連して、外国大学との交流、その実例、流動研究員は単なる出張ではなく、長く家を離れるため留守宅まで考慮を要し、大学

間の協力を活潑にするためには各大学の附置研究所の充実につき考慮を要すること、又地方大学には公認でない研究所があつて、業績を上げていけるものがあるが、これを研究所同様に考慮されたい等の話があつた。なお、外国大学等のことも考えることとすれば本協会としてその実現にはどうすればよいか、第五常置委員会において、なお、具体的に検討することとした。

第六常置委員会 杉野目委員長

本日午後、これまで論議した問題の取扱いに。ついて協議した例年のことだが大きな問題については、従来どおり要望書を提出したらどうか。昨年度は、秋の総会に要望書を提出したが、本年は秋は秋として文部省の概算要求とにらみ合わせて重ねて要望することとする。今回は、次の二項につき要望書を提出したい。

1 大学教官の待遇改善について

科学技術庁長官発言の関係もあるので、他の要望事項とは切り離してこの際要望する。

2 大学財政について

(1) 教官研究費の増額について

(2) 国立大学施設整備緊急五か年計画の完全実施について

(3) 人文・社会科学の振興について

その他、初任給暫定手当、理科学学生経費の増、寄宿舎、図書館、体育館の整備費、在外研究員、海外出張旅費の増、科学研究費の増、外人講師の増員、管理経費の増、学生管理運営費、入学試験手当の増等の取扱いは、近く開催される国立大学事務局長会議に伝え、文部省へ要望するようになりたい。

これに対し、技術員の待遇改善、工科方面大学院学生へ実験演習等手当の支給インターンへの手当支給、人文・社会科学の振興については一般に納得の得られるよう裏打ちのある相当基礎を持ち、反駁に堪え得るよう検討を要すること等の意見があつた。なお、委員長から、機会あれば産業界もこれらの実現には格別の協力を望むつもりであると述べ、これに対し、その際は、本協会としてその方面から支配されることのないよう、今から支配されることのないよう、今から考えておかれたいとの

希望があった。

第七常置委員会 村上委員長

重ねて問題にしたことは、臨時措置として九大学に臨時工業高等教員養成所を設けることと、これに伴ない教員免許法の一部改正のことである。この問題については、昨年総会において文部省に注意を喚起したが、無視できないので重ねて討議した、この臨時工業高等学校教員養成は、大学制度の外で実施すること及びその課程が三年であることの二つの点において、現行の教員養成が四年課程の大学としている基本に反する。これは臨時措置であるが、これを継続すれば基本がくずれるから、早い機会に解除されるよう望む。

これに関連して (1) 教員免許法の一部を緊急に改正されたい。従來の基準をはっきり下廻るから、この点はあくまで特例の措置だというが、至急解除されたい。継続すれば基本がくずれ、水準が低下することとなる。(2) 科学技術教育振興の問題は、小中学校に基礎がある。この基礎としても教員養成にある。理科教育は貧弱であり、理科教育は教員養成に重要な意味を持つので、特にその施設改善を図られたい。この問題については、去る六月初旬日本教育会総会の決議として強く要望せよとの案も出たが、本協会もあることであり、要望することは止めた経緯もある。この趣旨を了解していただければ結構である。

これに対し、種々意見の交換があったが、村山大学課長から、期間は大体七年程度である。質低下の問題は、臨時措置を講じないと、何も教育を受けない者が当ることとなる。一般教育は無視しない。外国語、物理、化学、数学、一般教育科目、基礎教育科目は最少限度十七単位を課し、大学に入学して若干単位を取ることができるとの説明があった。

一般教育にする特別委員会 森戸委員長
特に報告することはない。

以上をもって午後五時十分散会、第二十二回総会を終了した。

9 役員会

日時 昭和三六・九・一三(水) 午後三時三十分—五時

場所 東京大学大講堂 南側会議室

議題 第二十三回総会運営等について

出席者 各副会長、各理事、各監事、各常置委員会委員長
欠席者 会長、伊藤、朝永、村上、黒川、戸田各理事、ただし、東京工大は代理出席

文部省 小林大学学術局長、村山大学課長

茅会長、海外出張中なので、次回総会の開催期日等決定の關係上、本日役員会を開催することとなり、森戸副会長、代って主宰の下に開会。

森戸副会長から、小林大学学術局長は、本日に他所あり、早く退席される都合上、何か質問あればただされたいと述べ、これに対し、(1) 杉野目理事から、前からの要望事項の実現に最善の方策を講ぜられたいとの希望あり、(2) また、松坂理事等から、大学院研究科および学部学科の新設の取扱い方、並びに教員の移動について質問あり、村山大学課長からこれをどう取扱うかは目下検討中で、例年は予算が通れば大学設置審議会に附議したが、今回は附議しないこととなることは確実である。どのようにするかは研究の上いづれ文部省へお集まりを願って相談したい。学科の増設に使う教官の引抜きについてはむしろ大学相互間でお話しあいの上善処されたらどうかとの説明があった。

一、第二十二回総会において決議した要望事項の処理について

右にき、鶴田事務局長から、大学教官の待遇改善について、および大学財政 (1) 教官研究費の増額について (2) 国立大学施設整備緊急五年計画の完全実施について (3) 人文・社会科学の振興について) に関する要望書は、会長と共に、文部省、大蔵省、人事院等へ出向いて提出した。また、七月三日、全国事務局長会議において、総会の決議に基づき、別紙「大学財政に関する諸問題」を議案として提出し、これを文部省へ要望した。その後、九月八日、杉野目北海道大学長以下七名の学長と共に、国会に赴き、自民党文教部会、政務調査会のメンバーである衆参両院国会議員と、要望書に基づいて一時間以上懇談した旨の報告があった。

これに関連して、北村長崎大学長から、本部の経費について質問あり、小林大学学術局長から、実は庁費の引き上げを大蔵省に要求して

おり、教官研究費を増額して庁費に廻わすは困ると申出ているとの説明があった。また、杉野目理事から文教部会では、教官の住宅を考えているとのことである旨の報告があった。

二、本協会あて提出された要望書の取扱いについて

1 附属図書館長を大学評議員の一員とすること、および館長の任期について（全国国立大学図書館長会議）

2 研究所における大学院問題について（文部省直轄並びに国立大学附置研究所長会議）

森戸副会長から、右、二つの要望書とも、その事柄の性質上、これを第一常置委員会において審議願ひ、その結果の報告を待つて総会にはかかるかどうかを決めたいとはかり、平沢同委員長から、この問題は各大学一様にもできず、かつ、法規にも関係あり、簡単でないので、総会までに結論を出せるかどうか分らないが、検討してみると述べた。

三、第二十三回総会の開催期日について

十一月十七日（金）、十八日（土）、と決定した。

なお、会場については、あらかじめ日本学術会議の了承を得てある。四、各常置委員会等の進行状況についての報告

1 第一常置委員会 平沢委員長

目下、大学の管理、運営について審議中で、まだ、報告の段階に至っていない。次に、本田理事から、文部省の大学管理、運営改善協議会から、アンケートがあったことについて質疑あり、小林大学学術局長から、この協議会は中央教育審議会において、大学全体の制度につき審議の以前から、大学の管理、運営につき、またこれに関連して学生の補導問題を慎重に研究する必要ありとして、予算を要求して設けたものである。偶々昨年中央教育審議会にも同じ題目について諮問したが、これとは上、下の関係はない。中央教育審議会は、大学全体のことで、同審議会で、大学の管理運営につき審議の場合は、それに資料を提供できるようにしたい。中央教育審議会の答申を実施に移すときには、現実的な制度の研究としたい。同審議会の検討が済んでも暫らく存置するものであるとの説明があった。

次いで、森戸副会長から、同じことにつき、二つの会で審議検討

しており、違った決議の出る場合はどうするかの問題がある。その決定は、中央教育審議会の答申の形で行ない、大学管理運営改善協議会では、実情の調査研究や意見をまとめるものである。本協会は、それと違った形で検討する。民主教育協会で、大学の管理、運営の問題を非常に重要問題として検討している。日本学術会議も同様であると述べた。

2 第三常置委員会 都崎委員長

来月頃、学生部の職制について相談する予定である。

3 第四常置委員会 北村委員長

第三常置委員会と合同で開催する予定である。

4 第五常置委員会 梅原委員長

総会前に、一度審議する予定である。

5 第六常置委員会 杉野目委員長

明年度の予算の要望事項につき、自民党の政務調査会に政策として、国立大学の問題を重視してもらうため、茅会長留守中であるが、タイミングの関係上、とりあえず、明日正午、自民党本部で懇談会を持つことにしたとの説明があり、これに、赤堀、山内、本田、黒沢、福田の各理事、高橋監事の諸氏が参加することとなった。

6 一般教育に関する特別委員会 森戸委員長

大体終わりに近づいたので、最後に全般を締めくくり、また、残された問題につき審議して、次の総会に報告する予定である。

五、今回提出した要望書の問題点について

森戸副会長から、文部省の意向について質されたに対し村山大学課長から、(1)教官研究費について、百二十億円とする目標を樹てた。(2)国立大学施設整備緊急五か年計画の完全実施については、総会后、昭和三十七年度以降四か年で所要坪数八十九万坪の整備、これに基づき昭和三十七年度の所要額二百二十七億円（二十四万坪）を予算化するよう数字を書き入れた、大蔵省は今年は相当認識しているようである。(3)人文、社会科学の振興については、余り具体案はない。人文系は余るので学科増設等は考えない。問題は質的の面である。図書館の図書維持運営費の改善等は非常に大事である。これらの措置のため、昭和

三十七年度の予算に取上げたい。大学院のある大学で、人文、社会科学の学部が著しく整備のおくれているものは特別の整備を要する（例えば北海道大学、大阪大学）(4) 大学教官の待遇改善については、一般的には、人事院の勧告あり、最終的には分らないが、伝え聞くところによれば十月一日から実施の措置を講ずるとのことであり、大体、この方向になるものか。特別の問題としては、従来の管理職手当の支給範囲の拡大、初任給の調整手当の引上げ、支給期間の延長大学院の授業担当手当の二十五％に増額等を要求していると述べた。

六、研究所における大学院の問題について

右に関連して赤堀理事から、質疑あり、村山大学課長から、研究所からは、正式に大学院の授業指導に参加する希望があるが、この問題は相当検討を要する。学術課から、附置研究所に希望を照会して調べている。それを待って考えたい。整備体制については研究を要するとの説明があった。これについては、研究所も内容的には違うところがあり、一律にはできないが、研究所長の熱心な要望もあるので、現実を見て、できるだけ方向をなるべく早く出したい。一国の大学、研究所、大学院の性格は、社会の実情によって決定すべきものか等の意見があった。森戸副会長から、大学の目的、性格に関する中央教育審議会の中間報告の中に、大学院の教育に協力することは望ましい。としていると述べた。

二、会 計 中 間 報 告

昭和36年度半期 (自 昭和36年4月1日 現 計
至 昭和36年9月30日)

国立大学協会

科 目	予 算 額	支 出 済 額	予算額と支出 済額との比較	備 考
歳 入 の 部	3,208,000 円	2,925,381 円	△ 282,619 円	
1. 会 費	2,482,000	2,230,000	△ 252,000	未収会費 7 大学合計 25万 2 千円
2. 預 金 利 子	40,000	9,030	△ 30,970	
3. 前年度繰越額	686,000	686,351	△ 351	
歳 出 の 部	3,208,000	997,577	2,210,423	
A 事 業 費	1,174,750	452,762	721,988	
1. 総 会 費	400,000	139,985	260,015	第22回総会費
2. 役 員 会 費	24,750	12,053	12,697	
3. 委 員 会 費	150,000	53,924	96,076	会報第20号
4. 会 報 発 行 費	100,000	66,280	33,720	
5. 調 査 研 究 費	500,000	180,520	319,480	
B 事 務 費	1,105,000	494,815	610,185	
1. 諸 給 与	850,000	385,680	464,320	職員 3 人分
2. 備 品 用 費	5,000	1,650	3,350	
3. 借 用 料	25,000	9,000	16,000	
4. 消 耗 品 費	15,000	4,450	10,550	
5. 印 刷 費	90,000	41,417	48,583	
6. 通 信 費	60,000	19,498	40,502	
7. 旅 行 費	35,000	29,385	5,615	
8. 庁 用 諸 費	25,000	3,735	21,265	
C 予 備 費	928,250	50,000	878,250	前事務局長に銭別
10 月以降に繰越		1,927,804	1,927,804	

財 産 目 録

昭和36年9月30日 現在
国立大学協会

1. 資 金 現 在 額		
(1) 定期預金	{ 1. 50万円 2口 100万円 2. 30万円 1口 30万円 3. 20万円 1口 20万円 }	合 計
(2) 普通預金		
合 計		
2. 備 品 台 帳 総 計 額		
{ 公印, 書庫, 書棚, 謄写版, 名票, 石油コンロ 窓日除, 書籍, 書類整理箱等 }	27点	合 計

三、彙報

1 国立大学協会会則

第一章 総則

第一条 本会は、国立大学協会と称する。

第二条 本会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力により、その振興に寄与することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

一 国立大学の振興につき必要な調査研究

二 教授および研究上における大学相互の協力援助に関する事項

三 その他本会の目的達成に必要な事項

第四条 本会の事務所は、東京都東京大学構内に置く。

第二章 会員

第五条 本会は、国立大学を会員として組織する。

第三章 役員

第六条 本会に、次の役員を置く。

一 会長 一人

二 副会長 二人

三 理事 二十一人（会長、副会長を含む）

四 監事 二人

第七条 理事および監事は、総会で会員の互選により定める。

2 会長および副会長は、理事の互選により定める。

第八条 役員の職務は、次のように定める。

一 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

三 理事は、理事会を組織し、本会運営に関する事項を処理する。

四 監事は、会計を監査する。

第九条 役員の任期は、二年とする。但し、再選することができる。

2 補欠によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第四章 会 議

第十条 本会の会議は、総会および理事会とする。

2 総会および理事会は、それぞれその総員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

3 議事は、すべて出席者の過半数で定める。

第十一条 総会は、毎年一回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときまたは会員十名以上から要求があったときは、会長は、臨時に総会を招集することができる。

2 会長は、総会の議長となる。

第十二条 理事会は毎年二回以上会長が招集する。

2 会長は理事会の議長となる。

第十三条 特別の事項を調査研究するため必要があるときは、会長は、理事会の議を経て、特別委員会を設けることができる。

第五章 会 計

第十四条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

第十五条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日で終る。

第六章 雑 則

第十六条 この会則の改正は、総会の議を経なければならない。

第十七条 本会の庶務を処理するため、理事会の議を経て必要な職員を置くことができる。

附 則

第十八条 この会則は、昭和二十五年七月十三日から施行する。

会則改正 第六条 昭和三十五年六月十七日（第二十回総会）

副会長一名および理事七名増員

2 国立大学協会役員一覽表

会長(理事)	茅誠司(東京)
副会長(〃)	森辰男(広島)
副会長(〃)	平沢興(京都)
理事	杉野晴貞(北海道)
	山極三郎(帯広畜産)
	伊藤利雄(東北)
	山内俊治(新潟)
	黒沢清(東京工業)
	朝永振一郎(東京教育)
	村上俊亮(東京学芸)
	石橋雅義(金沢)
	四方博(岐阜)
	松坂佐一(名古屋)
	赤堀四郎(大阪)
	森沢三郎(大阪外国語)
	三浦百重(鳥取)
	久保佐土美(高知)
	山田弘(熊本)
	本田得志(鹿児島)
	福田泰蔵(一橋)
	高橋敬太郎(神戸)
	福田大

(昭和三十六年十月現在)

3 各常置委員会委員一覽表 (不順)

第一常置委員会(大学の組織、制度に関する問題)

監事	遠城寺宗徳
〃	山田弘
〃	本田得志
〃	福田泰蔵
〃	高橋敬太郎
〃	福田大

委員長

委員長	平沢興(京都)
〃	伊藤武男(信州)
〃	三雲次郎(山梨)
〃	久米又三(お茶の水女子)
〃	福田敬太郎(神戸)
〃	山田弘(熊本)
〃	本田武人(三重)
〃	野村武衛(横濱国立)
〃	黒沢清(東京工業)
〃	香川冬夫(愛媛)
〃	田中見(山口)
〃	今中次郎(秋田)
〃	渡辺万次郎(山形)
〃	関口儀一(小樽商科)
〃	加茂儀一(小樽商科)
〃	早坂盛一(岩手)
〃	樋口盛一(岩手)
〃	水野敏雄

第二常置委員会(学科課程、入学試験などに関する問題)

委員長	黒川利雄(東北)
〃	藤岡由夫(埼玉)
〃	長谷川秀治(群馬)
〃	伊藤辰治(新潟)
〃	渡辺辰治(新潟)
〃	久保佐土美(高知)
〃	中沢良夫(京都工芸繊維)
〃	四方博(岐阜)
〃	甲斐三郎(宮崎)
〃	都崎雅之助(茨城)
〃	児玉桂三(徳島)
〃	草場勇(大分)

第三常置委員会(学生の補導に関する問題)

委員長	都崎雅之助(茨城)
〃	児玉桂三(徳島)
〃	草場勇(大分)

第四常置委員会(学生の厚生に関する問題)									
委員長	北村	石橋	浅井	関根	野尻	岡田	野村	佐藤	照
委員	朝永	森上	井吉	朝永	野村	岡田	野村	佐藤	照
	振一郎	之郎	一郎	振一郎	野村	岡田	野村	佐藤	照
	(東京教育大)	(大阪外国語大)	(九州工業大)	(東京教育大)	(東京農工大)	(東京水産大)	(東京学芸大)	(東京医科大学)	(東京医科大学)
第五常置委員会(大学間の協力に関する問題)									
委員長	赤堀	上野	梅原	赤堀	上野	梅原	赤堀	上野	梅原
委員	赤堀	上野	梅原	赤堀	上野	梅原	赤堀	上野	梅原
	赤堀	上野	梅原	赤堀	上野	梅原	赤堀	上野	梅原
	(東京女子大)	(東京女子大)	(東京女子大)	(東京女子大)	(東京女子大)	(東京女子大)	(東京女子大)	(東京女子大)	(東京女子大)
第六常置委員会(大学財政に関する問題)									
委員長	杉野	岩崎	小牧	阿部	高橋	山内	松坂	佐藤	知雄
委員	杉野	岩崎	小牧	阿部	高橋	山内	松坂	佐藤	知雄
	杉野	岩崎	小牧	阿部	高橋	山内	松坂	佐藤	知雄
	(北海道大)	(東京外国語大)	(東京女子大)	(東京女子大)	(東京女子大)	(東京女子大)	(東京女子大)	(東京女子大)	(東京女子大)

第七常置委員会(教員養成に関する問題)									
委員長	大泉	萩原	長谷川	小谷	大坪	福田	高橋	武田	荒木
委員	大泉	萩原	長谷川	小谷	大坪	福田	高橋	武田	荒木
	大泉	萩原	長谷川	小谷	大坪	福田	高橋	武田	荒木
	(香川大)	(宇都宮大)	(福岡大)	(神戸商船大)	(室蘭工業大)	(鹿兒島大)	(東京学芸大)	(北海道学芸大)	(千葉学芸大)
一般教育特別委員会委員一覧表									
委員長	森戸	平沢	関口	黒川	村上	玉虫	佐々木	木村	藤田
委員	森戸	平沢	関口	黒川	村上	玉虫	佐々木	木村	藤田
	森戸	平沢	関口	黒川	村上	玉虫	佐々木	木村	藤田
	(前第一常置委員会委員長)	(前第一常置委員会委員長)	(前第一常置委員会委員長)	(前第一常置委員会委員長)	(前第一常置委員会委員長)	(前第一常置委員会委員長)	(前第一常置委員会委員長)	(前第一常置委員会委員長)	(前第一常置委員会委員長)

附 記

この要望書に添付した参考資料は、東京大学法学部待遇改善委員会において作成された別冊（二冊）であるが、ここに掲載を省略いたしました。

要 望 書

国立大学協会は、昭和三十六年六月二十三日第二十二回を開き、国立大学の当面する諸問題について討議しましたが、同総会の決議に基づき、特に左記の三項目について、問題の重要性に鑑み、その実現方を強く要望します。

記

一、教官研究費の増額について

教官研究費の三倍増額案は、昭和三十三年度において教官研究費を戦前相当額に引き上げるため、文部省において当時の教官研究費予算総額三十五億円を三倍強の百二十億円とする目標を樹て、以後毎年五億円乃至十四億円程度が増額されているが、目標額に達する迄にはなお、約五十億円の増額を必要とする現状である。

当初計画の実現がこのように遷延されることは、その後の学術文化の飛躍的發展にもかんがみ大学における教育研究の推進を甚だしく阻害することとなるので昭和三十七年度予算においては、とりあえず予定増加額約五十億円を増額し速かに当初目標を一応完了するよう措置されたい。

二、国立大学施設整備緊急五か年計画の完全実施について

国立大学施設整備の立ち遅れに対して文部省では、国立大学施設整備緊急五か年計画を樹て、昭和三十六年度から実施されることになったが、同年度の予算総額は目標額の百三十億円に対して七十二億円にすぎない。これでは五年間に予定計画を完了できないことは明らかであるのみならずその後の急激な工費の単価増もあり更に新たな学生増募計画も加わっているため、これ等の諸事情を十分参酌し、昭和三十一年度以降四ヶ年で所要坪数八十九万坪を整備することとし、これにもとづく昭和三十七年度の所要額二百二十七億円（二十四万坪）を是非とも予算化し、この計画が完全に実施できるよう措置されたい。

三、人文・社会科学の振興について

学問の進歩には、自然科学と人文・社会科学の両部門の均衡のとれた振興を必要とする。しかるに、人文・社会科学の振興に対する配慮は、その最近の著しい発展にもかかわらず自然科学のそれに比し十分なされていないといえず、寧ろ自然科学の振興が施設及び予算等の面では、人文・社会科学のそれを制約して行なわれている観があり、わが国科学の進展上甚だ憂慮に堪えない現状である。ついではこの際、人文・社会科学部門の研究の高度の発展とその新たな研究体制に即応し必要な講座の新設又は増設と、これに伴う教官定員の増員を図り、また、教官研究費を大巾に増額して戦前の水準相当額に引き上げ、或は施設設備の充実をはかる等その他人文・社会科学の振興を施策し、これに必要な予措置を講ぜられたい。

昭和三十六年七月十三日

国立大学協会 会長 茅 誠 司

殿

次に、

日本経営者団体連盟

代表常任理事 諸 井 貫 一

経済団体連合会 長 石 坂 泰 三

の二氏にも送付し側面的協力を要望した。

備 考

なお、以上の要望書のほかに

昭和三十六年七月三日（月）七国立大学事務局長懇談会が開催されその席上、左記第1項目より第13項目にわたり鶴田事務局長より臨席の文部省関係局課長に対して説明の上要望した。

記

1 初任給調整手当の支給範囲の拡大

- 2 暫定手当の解消
- 3 科学研究費の増額
- 4 大学院大学とその他大学の研究費の合理化
- 5 在外研究員経費の増額と海外出張旅費の新規計上
- 6 外国人教師、招へい講師等の増員
- 7 理科系学生経費（特に教養）の増額
- 8 入学試験手当の増額
- 9 大学院学生が学部の実験・実習を補助した場合の手当支給
インターンに対する手当の支給
- 10 健康相談施設の充実と特に医学部のない大学における要員の確保
- 11 寄宿舎、図書室、学生会館、体育館等の施設整備費の増額
- 12 学生会館維持費の新規計上
- 13 次に、前掲要望書事項内容実現を期するために
昭和三十六年九月八日（金）

茅 会 長

杉野目第六常置委員会委員長

東北大学長代理本川教授

赤堀大阪大学長

高橋一橋大学長

山内東京工業大学長

岩崎東京外国語大学長

鶴田事務局長

自由民主党文教部会（部長中村庸一郎氏）を訪問し要望書五十部を提出、懇談するところがあった。

次に、昭和三十六年九月十三日（水）開催された当協会役員会の協議により、その翌十四日（木）

北海道大学長	杉野目晴貞
東京工業大学長	山内俊吉
一橋大学長	高橋泰蔵
横浜国立大学長	黒沢清
大阪大学長	赤堀四郎

熊本大学長 本田弘人
鹿児島大学長 福田得志
鶴田事務局長
自由民主党政務調査会長田中角栄氏を訪問し、前掲要望書を提出、懇談要望した。

追 記

国立大学協会は、その後文部省教育施設部において調査されたものに基づいて次の

一、国立大学施設整備緊急五ヶ年計画の完全実施について
二、国立文教施設老朽不足事例集

を各一千部宛印刷し、これを別便をもって各大学宛とりあえず各五部ずつ送付し、各大学は、それぞれの大学の持つ持味を活用し、近隣の大学とも協力して、各地方別選出の衆、参両院の国会議員等に面談、国立大学施設整備緊急五ヶ年計画の完全実施について懇望、強力に要望することとした。又、昭和三十六年十月十九日午後二時、文部省記者室において、折よく上京中であった杉野目第六常置委員会委員長と鶴田事務局長とが出席して、前記二つの資料と要望事項を抜刷にして発表し、国立大学文教施設の貧困、窮状を述べ、新聞報道を依頼した。

それより直ちに、杉野目委員長と鶴田局長と同伴の上、大蔵省を訪問し、

水田大蔵大臣	堀本政務次官	天野政務次官	石原事務次官	石野主計局長	大村主計局総務課長	村上主計局次長	谷村主計局次長	谷川主計官	岩田主計官補佐
--------	--------	--------	--------	--------	-----------	---------	---------	-------	---------

に、以上の資料を提出すると共に、重ねて懇談要望するところがあった。

8 大学設置審議会委員後任候補者推薦

文部省大学学術局長から国立大学協会長宛に、昭和三十六年九月十四日、文大庶第五五六号をもって、大学設置審議会委員村上東京学芸大学長および渡辺静岡大学長が七月三十日をもって任期満了となったので、至急倍数（四人）の後任候補者推薦方を依頼されたので、

村上 俊 亮 東京学芸大学長

渡辺 寧 静岡大学長

黒沢 清 横浜国立大学長

高橋 泰 蔵 一橋大学長

を九月二十二日推薦しておきました。

9 教養課程における外国語教育について

〔一般教育特別委員会
中間報告〕

一、目的

教育課程における外国語教育の目的としては、

1 専門教育への準備のため

2 国際交流の具としての語学能力養成のため

3 感受性・思考力を訓練するため

の三つが考えられる。

1 については、高等教育の水準、個々の大学の性格、専門の種類等によって、その必要度は異ってくるが、高校教育の現状をもってすれば、相当程度は教養課程内に持ち込まなければならぬであろう。

2 については、戦後その必要度が急激に高まったものにも拘らず、現状は諸外国に比べて甚だしく立遅れている。将来国際交流に最も有効に貢献し得る立場にある大学生に於いて、異質文化の理解力と語学能力養成の機会を与えることは重要である。

3 については、学生の視野を広めるだけの目的ならば、翻訳で外国

思想を吸収させた方が能率的であるとの反対論がある。しかしこれは、異質文化の理解力と鑑賞力とを養うためには、直接その国語を通して行うのが最も有効であるばかりでなく、外国語で高度の内容のあるものを読み、それを自国語に訳し、更に進んで自国語を外国語に訳すという、一見機械的な作業を繰返すことによって、言葉にごまかされず、言葉の持つ真の意味を常に考える習慣を身につけさせるといふ貴重な教養的役割のあることを忘れてゐる議論である。それでこそ、長い間、西洋ではギリシヤ・ラテン語の古典、我国では漢文の古典の学習が最高教育を受ける者にとつての最も重要な一般教育となつていたのである。旧制高校や大学予科での、英・独・仏等の古典講読も多分にこの性格を持っていた。また西洋語に直接触れることによる、精密な論理性の訓練も看過し得ない。

二、現 状

旧制高校では、二カ国語を合計週十五乃至二十時間三年にわたって履習させていた。新制大学の教養課程では一乃至二カ国語を週四乃至十時間二年間履習させる過ぎない。独・仏等の第二外国語に至つては、履習開始時期が旧制に比べて一乃至二年遅れている上に、多くの場合最大限週六時間を二年間履習させるに過ぎない。また一学級の数人も新制の方が一般に多くなつてゐる。概ね旧態依然たる教授法を改善することによって或程度の効果は期待できようがこの訓練の絶対的不足が何等かの方法で是正されない限り、英語の実用能力の不足と第二外国語の全般的学力不足は避け難いであろう。

この訓練の不足は、教養課程全体の不振とも關聯してゐる。旧制高校では毎日二乃至三時間の外国語の授業が通常一組三十人以下の小教室で行われ、個別的に訓練されていた。これは、一、三の貴重な教養的役割を果していたばかりでなく、教師と生徒、生徒相互の接触交流にも貢献していた。米国の教養課程では、外国語以外の授業でさえ小人数の組での個別的訓練が中心となつてゐるのに反し、我が国の新制大学では、外国語の時間数が大幅に縮小された上に、一組の学生数も五十名を越えることが多く、更に他の授業に至つては、数百名の大教室での講義ですまれる場合が少くない。こうした個別的訓練の不足

三、改善策

また、新制高校で、第二外国語をせめて一年でも履習することが望ましいが、それには、大学入学試験に際して第二外国語の履習が役立つようにならなければ実現困難である。

上述の外国語教育の三目的のいずれに重点を置くかは、夫々の大学が定めるところであるが、それに応じた教員の配分に考慮が払われなければならない。

四、外国語の実用能力の育成

外国語の読解力と、会話作文等の表現力とは、必ずしも同時に養成し得るものではない。外国語の実用能力の養成は実に多くの時間と多額の費用とを必要とする。その為には教官の海外派遣と外人教師の招聘とを推進するとともに、それと並行して、レコードやテープレコーダーを多量に使う所謂ランゲージ・ラボラトリーを各大学が持つようになることが望ましい。

実用能力と教官としての学的能力との両立には往々困難があるので、学部の特設課程及び大学院の教育において特別の配慮が加えられることが望ましい。

五、教授法の研究

米國其他で最近進展している外國語の科學的教授法を參考にして、我國の現状に適應した教授法を確立するために、國際交流の具としての外國語教授法の研究所又は研究施設が新設または補強されることが

望ましい。

六、外国語の種類

現在我國の大学では文科においては英・独・仏語、理科においては英・独語が主に取上げられているが、一考を要する問題である。文科では英・独・仏語の他にロシア語・中国語・スペイン語等がもっと取上げられ、理科でもロシア語とフランス語がもっと取上げられるべきであろう。

10 教養課程における保健体育について

〔一般教育特別委員會
中間報告〕

一、目的と必要性

大学における保健体育科目は、学生の健康を保持増進し、さらに将来の健康生活実践の素地を培うことを目的とする。

調査によれば現在の大学生のもつ保健知識はきわめて貧弱であつて、将来社会の指導者としても、また現在自己の健康を保つ上からも寒心に堪えない状態にある。したがつて保健理論を中心とする保健体育の講義は現状において必要と認められる。

また大学生の体力は受験等の影響により必ずしも良好と云えない。しかもこの年齢が発育の完成期に当る点からしても生活の中に運動の実践をとり入れる必要がある。週一回の体育実技はこの要求を満たし、学生生活の中に運動の習慣を織り込む緒口となると共に、チームゲーム等を行なうことによつて学生間に好ましい人間関係を醸成し社会的性格育成の一助ともなる。もしこれを選択科目にするようなことがあれば、運動を必要とする学生を逸してしまふであらう。それ故にむしろ保健体育科目の内容の充実を図り、その効果をあげるように努めるべきであらう。

二、問題点と改善策

新制大学発足以来保健体育科目は概ね順調に発達し効果をあげつつあるが、これを個々の大学ごとに観察するとその間にかかなりの開きがある。

認められ、後れた大学では指導内容、教官の質と量、施設用具等に問題点が見受けられる。

指導内容については、第一に学生の健康度や体力に応ずる指導に不十分な点が認められる。この改善のためには、保健体育担当教官の中に医師の資格をもつ者を専任として加えることが必要である。このことによって、学生の健康度や体力別による組分け、通学可能の疾病異常者および虚弱者の指導、保健体育講義の改善、さらには健康管理などの仕事が増え、身体的に問題のある学生の指導に効果をあげることができる。

一般の学生にたいする体育実技の指導については、戦前になされた体操中心の訓練主義をとるもの、あるいはその場限りの遊びに終るような指導がまま見受けられる。指導内容は学生の興味を惹くスポーツを中心とすべきであるが、この指導に際しては自発的に規律ある行動とスポーツ技術の向上に努める態度を喚起させるよう工夫がなされねばならない。

体育の教官の中には大学において専門の教育を受けていないものがあり、質的に必ずしも良好とは言えない。現状では学会や協議会等の研究活動を通してその向上を期すると共に、医師を加えて充実を図るべきである。なお文部省においては大学の体育教官養成のための機関を拡充することが望ましい。

スポーツ中心の実技指導には施設や用具を多く必要とするが、この点不十分な大学がかなり認められる。特に運動用具購入費が教官研究費に依存するため不足をきたすことが多いので、別途体育実習費として予算化することが望ましい。

以上のような欠陥の原因の一つは、保健体育にたいする大学の理解の不足ということである。したがって保健体育担当教官は一層努力して内容の改善を図り学内の理解を得よう努めるべきであり、それと同時に大学当局においてもその必要性を認めこれが充実を図る必要がある。